

「東武鉄道株式会社障がい者用 I C カード乗車券取扱特約」新旧対照表

現行版	改定版
<p style="text-align: center;">「東武鉄道株式会社障がい者用 I C カード乗車券取扱特約」</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(無効となる場合)</p> <p>第 1 2 条 障がい者用 I C カード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった障がい者用 I C カード乗車券の取扱いは障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めによる。</p> <p>( 1 ) ~ ( 6 ) [略]</p> <p>( 7 ) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って障がい者用 P A S M O を購入又は使用した場合</p> <p>( 8 ) ~ ( 1 2 ) [略]</p>	<p style="text-align: center;">「東武鉄道株式会社障がい者用 I C カード乗車券取扱特約」</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(無効となる場合)</p> <p>第 1 2 条 障がい者用 I C カード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった障がい者用 I C カード乗車券の取扱いは障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めによる。</p> <p>( 1 ) ~ ( 6 ) [略]</p> <p>( 7 ) 使用資格、氏名、生年月日、性別を偽って障がい者用 P A S M O を購入又は使用した場合</p> <p>( 8 ) ~ ( 1 2 ) [略]</p>

付 則  
この特約の改正は、2023年10月1日から実施する。